

(問い合わせ先)
令和4年4月13日
広島県農林水産局
担当者: 吉川
内線: 3603
電話: 082-513-3598

令和4年4月13日

飼養豚等への豚熱ワクチンの接種の開始について

県内において野生いのししでの豚熱感染が確認されたことから、令和4年3月23日、国の牛豚等疾病小委員会において、本県、島根県及び山口県が新たにワクチン接種推奨地域に設定されました。

これを受け、ワクチン接種プログラムを国に提出し、本日承認されたので、家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づき、豚熱ワクチン接種を次のとおり開始します。

1 ワクチン接種の概要

(1) 初回接種

- ア 接種期間 令和4年4月18日(月)から約3か月間
- イ 対象家畜 県内で飼養されている豚及びいのしし
- ウ 接種頭数 約152,000頭(49戸)
- エ 手数料 1頭あたり220円の手数料を減免(初回接種のみ)

(2) 初回接種以降

新たに生まれた子豚等を対象に実施

2 その他

- (1) 報道機関の皆様におかれましては、養豚場での取材は、本病のまん延を引き起こす恐れがあることから、誠に慎むよう御協力をお願いします。
- (2) 豚熱は、豚及びいのししの病気であり、人に感染することはありません。また、仮にかかった豚等の肉を食べても人体には影響ありません。
- (3) 本県を含む本州の広い範囲で、野生いのししで豚熱の感染が確認されています。
感染した野生いのししの糞等により、登山道等が豚熱ウイルスに汚染され、靴底に付着した泥等を介して拡散する恐れがありため、県民のみなさまには、下山時に靴底の土を落とし洗浄する等、豚熱のまん延防止に、御協力いただきますようお願いします。
- (4) ワクチン接種作業の進捗状況については、2週間に1回、ホームページ掲載による情報提供を予定しています。